

議案第 35 号

山都町介護予防拠点施設条例の一部改正について

山都町介護予防拠点施設条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 8 年 6 月 5 日提出

山都町長 坂本 靖也

(提案理由)

山都町介護予防拠点施設あおぞらの共用廃止に伴い、山都町介護予防拠点施設条例の一部を改正する必要があります。

これが、この議案を提出する理由です。

山都町介護予防拠点施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 年 月 日

山都町長

山都町条例第 号

山都町介護予防拠点施設条例の一部を改正する条例

山都町介護予防拠点施設条例（平成17年山都町条例第97号）の一部を次のように改正する。

第12条中「おおぞらにあつては別表第2に定める使用料金を、交流館にあつては別表第3」を「別表第2」に改める。

別表第1 介護予防拠点施設おおぞらの項を削る。

別表第2を削り、別表第3を別表第2とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

山都町介護予防拠点施設条例(平成17年条例第97号)新旧対照表

現行	改正後（案）																																										
<p>(使用料)</p> <p>第12条 利用者は、利用の許可を受けたときは、<u>おおぞらにあっては別表第2に定める使用料金を、交流館にあっては別表第3に定める使用料を納付しなければならない。</u></p> <p>別表第1(第2条関係)</p> <table border="1" data-bbox="208 560 1075 850"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>介護予防拠点施設おおぞら</td> <td>山都町野尻999番地の2</td> </tr> <tr> <td>長谷地区交流館</td> <td>山都町長谷678番地の1</td> </tr> <tr> <td>上差尾地区交流館</td> <td>山都町上差尾1028番地の1</td> </tr> <tr> <td>長崎地区交流館</td> <td>山都町長崎706番地の5</td> </tr> <tr> <td>橘地区交流館</td> <td>山都町橘135番地の2</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第2(第12条関係)</p> <table border="1" data-bbox="208 908 1075 1291"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">居室使用料金</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th></th> <th>冷暖房使用時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>多目的ホール</td> <td>440円</td> <td>660円</td> <td>1 利用料金の額は、1時間当たりの額とする。</td> </tr> <tr> <td>会議室(和室)</td> <td>330円</td> <td>550円</td> <td>2 利用時間は、1時間未満は切り上げるものとする。</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>3 表の金額は、消費税相当分を加えた総額表示である。</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第3(第12条関係)</p> <p>(略)</p>	名称	位置	介護予防拠点施設おおぞら	山都町野尻999番地の2	長谷地区交流館	山都町長谷678番地の1	上差尾地区交流館	山都町上差尾1028番地の1	長崎地区交流館	山都町長崎706番地の5	橘地区交流館	山都町橘135番地の2		居室使用料金		備考		冷暖房使用時	多目的ホール	440円	660円	1 利用料金の額は、1時間当たりの額とする。	会議室(和室)	330円	550円	2 利用時間は、1時間未満は切り上げるものとする。				3 表の金額は、消費税相当分を加えた総額表示である。	<p>(使用料)</p> <p>第12条 利用者は、利用の許可を受けたときは、<u>別表第2</u> _____ _____に定める使用料を納付しなければならない。</p> <p>別表第1(第2条関係)</p> <table border="1" data-bbox="1097 560 1968 850"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>_____</td> <td>_____</td> </tr> <tr> <td>長谷地区交流館</td> <td>山都町長谷678番地の1</td> </tr> <tr> <td>上差尾地区交流館</td> <td>山都町上差尾1028番地の1</td> </tr> <tr> <td>長崎地区交流館</td> <td>山都町長崎706番地の5</td> </tr> <tr> <td>橘地区交流館</td> <td>山都町橘135番地の2</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第2(第12条関係)</p> <p>(略)</p>	名称	位置	_____	_____	長谷地区交流館	山都町長谷678番地の1	上差尾地区交流館	山都町上差尾1028番地の1	長崎地区交流館	山都町長崎706番地の5	橘地区交流館	山都町橘135番地の2
名称	位置																																										
介護予防拠点施設おおぞら	山都町野尻999番地の2																																										
長谷地区交流館	山都町長谷678番地の1																																										
上差尾地区交流館	山都町上差尾1028番地の1																																										
長崎地区交流館	山都町長崎706番地の5																																										
橘地区交流館	山都町橘135番地の2																																										
	居室使用料金		備考																																								
		冷暖房使用時																																									
多目的ホール	440円	660円	1 利用料金の額は、1時間当たりの額とする。																																								
会議室(和室)	330円	550円	2 利用時間は、1時間未満は切り上げるものとする。																																								
			3 表の金額は、消費税相当分を加えた総額表示である。																																								
名称	位置																																										
_____	_____																																										
長谷地区交流館	山都町長谷678番地の1																																										
上差尾地区交流館	山都町上差尾1028番地の1																																										
長崎地区交流館	山都町長崎706番地の5																																										
橘地区交流館	山都町橘135番地の2																																										

## 介護予防拠点施設あおぞらについて(概要)

### 平成 14 年度

旧矢部町において介護予防拠点施設として整備

熊本県介護予防拠点整備事業

総事業費 40,686,450 円 補助金 35,375,000 円 木造平屋建て

補助金適正化法に基づく処分制限期間 22 年(令和 6 年度まで)

JA上益城が通所型サービスA事業所「あおぞら」として、介護予防のためデイサービスを実施していた。

### 令和 7 年 11 月 13 日

JA上益城より事業廃止の打診

年々利用者が減少していること(令和 2 年 87 人 → 令和 7 年 63 人)、スタッフの確保が困難になってきたこと、光熱水費や消耗品などが物価高騰により費用負担が増したことなどが廃止の背景にある。

### 令和 8 年 1 月

利用者減少等により継続運営が困難となり、JA上益城の年末の理事会において令和 8 年 3 月 31 日をもって事業廃止が決定、廃止のお知らせが届く。

### 令和 8 年 1 月 23 日 廃止・休止届出書の提出

### 令和 8 年 3 月 31 日 事業廃止